

様式第2-1 (日本工業規格A列4番)

令和3年8月15日

支局の窓口に提出する日付を記載

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社  
代表者名 関東 太郎  
担当者 運輸 二郎  
電 話 045-211-7246  
F A X 045-201-8802

令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  
(交通サービスインバウンド対応支援事業) 交付申請書

令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)金  円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、別紙のとおり申請します。

様式第2-1 別紙2の補助金額を記載

(R3当初インバウンド・設備)

# 記載例

スターミナル 会社名を記載 旅客ターミナル 見積書の当該機器の価格(税込み)を記載(複数台ある場合はその合計額)(値引き額を差し引いた額)  
 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバ) 費用総額から国の補助金額を差し引いた金額を記載

補助対象事業者名: 関東運輸タクシー株式会社

補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象事業の 目的・内容	補助対象設備	補助対象事業の 着手及び完了予定日	費用総額		補助対象経費	補助金額	備考	
					負担者	負担額				
<p>見積書の当該機器の価格(税抜き)を記載(値引き額を差し引いた額を記載)</p> <p>費用総額から国の補助金額を差し引いた金額を記載</p>										
<b>タブレット</b>						250,531円				
1	多言語案内・翻訳用タブレット端末導入に要する経費	交通サービス利便向上促進事業	訪日外国人旅行者の目的地までの移動を円滑に実施するため、多言語案内・翻訳用タブレット端末を導入する	・多言語案内・翻訳用タブレット端末	着手予定年月日 交付決定次第 完了予定年月日 R3.11.10	関東運輸タクシー株式会社 175,531円	国 75,000円	227,756円	75,000円	内定額
<p><b>翻訳機器</b></p> <p>注: 交付申請時と要望調査時の見積書の金額が相違する場合</p> <p>・見積書の当該機器の価格(税込み)を記載(複数台ある場合はその合計額)(値引き額を差し引いた額)                  ・交付申請書に添付する見積書から算出した費用総額と、内定時の見積書から算出した費用総額が相違する場合は、交付申請書に添付する見積書から算出した費用総額を記載。</p>										
2	多言語案内・翻訳システム機器導入に要する経費	交通サービス利便向上促進事業	訪日外国人旅行者の目的地までの移動を円滑に実施するため、多言語案内・翻訳システム機器を導入する	・多言語案内・翻訳システム機器	着手予定年月日 交付決定次第 完了予定年月日 R3.11.10					
<p>費用総額から国の補助金額を差し引いた金額を記載</p>										
<b>無料Wi-Fi</b>						250,531円				
3	無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費	交通サービス利便向上促進事業	訪日外国人旅行者の目的地までの移動を円滑に実施するため、無料公衆無線LAN環境を整備する	・無料公衆無線LAN環境に係る機器の購入 ・無料公衆無線LAN環境に係る機器の設置工事	着手予定年月日 交付決定次第 完了予定年月日 R3.11.10	関東運輸タクシー株式会社 175,531円	国 75,000円	227,756円	75,000円	
<p>見積書の当該機器の価格(税抜き)を記載(※値引き額を差し引いた額を記載)</p>										
<b>キャッシュレス(IC)</b>										
4	交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入に要する経費	交通サービス利便向上促進事業	訪日外国人旅行者の目的地までの移動を円滑に実施するため、交通系ICカード等のキャッシュレス決済機器を導入する	・キャッシュレス決済機器の購入 ・キャッシュレス決済システム導入に係る改修工事	着手予定年月日 交付決定次第 完了予定年月日 R3.11.10					
<p>・交付申請時の費用総額と、内定時の費用総額が相違する場合は、交付申請時の費用総額の税抜き額を1/3にした額を記載。                  ・この場合、国土交通省本省にて、補助金額を再度算出することとなる。</p>										
<b>キャッシュレス(クレカ)</b>										
5	クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入に要する経費	交通サービス利便向上促進事業	訪日外国人旅行者の目的地までの移動を円滑に実施するため、クレジットカード等のキャッシュレス決済機器を導入する	・キャッシュレス決済機器の購入 ・キャッシュレス決済システム導入に係る改修工事	着手予定年月日 交付決定次第 完了予定年月日 R3.11.10					

(添付書類)

- 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- 自治体補助(予定)額を確認できる書類(自治体の交付決定通知書、自治体予算書等)
- その他申請に必要な書類